

# ★ 青景園・秋芳の里の利用料について

次の3つの費用が必要となります。

**施設サービス費**

+

**居住費**

+

**食費**

介護保険に該当する部分

介護保険に該当しない部分

この他に、日常生活に要する費用が発生する場合があります。

## 施設サービス費とは

施設サービス費とは、部屋代、入浴や食事などの日常生活の支援、機能訓練、療養のお世話など 青景園・秋芳の里で提供されるサービスに係る費用です。居室の種類、職員の配置や体制など施設ごとに異なります。利用者が負担する金額は、これらの費用の合計金額から、介護保険により給付される費用を差し引いた残りの部分で、通常合計金額の1割になります。（一定以上の所得がある場合は2割以上となる場合があります。負担割合は、市町村が発行する介護保険負担割合証に記載されています。）

表1.1 青景園の一个月当たりの施設サービス費（自己負担1割の場合、30日/月）

R6.8.1現在、[円]

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1(基本) 多床室利用料	17,670	19,770	21,960	24,060	26,130
2(加算) 個別機能訓練加算 I	360	(すべての要介護度で 同じ)			
3(加算) 看護体制加算 I 2	120	(すべての要介護度で 同じ)			
4(加算) 看護体制加算 II 2	240	(すべての要介護度で 同じ)			
5(加算) 夜勤職員配置加算 I 2	390	(すべての要介護度で 同じ)			
6(加算) 日常生活継続支援加算	1,080	(すべての要介護度で 同じ)			
7(加算) 協力医療機関連携加算 I	100	(すべての要介護度で 同じ)			
8(加算) 介護職員等処遇改善加算 I	2,794	3,088	3,395	3,689	3,979
<b>利用者が負担する金額(1割負担)</b>	<b>22,754</b>	<b>25,148</b>	<b>27,645</b>	<b>30,039</b>	<b>32,399</b>

※ 上記のほか、初期加算、外泊時費用、看取り加算等が発生することがあります

表1.2 秋芳の里の一个月当たりの施設サービス費（自己負担1割の場合、30日/月）

R6.8.1現在、[円]

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1(基本) ユニット型個室利用料	20,460	22,590	24,840	27,030	29,130
2(加算) 看護体制加算 I	360	(すべての要介護度で 同じ)			
3(加算) 看護体制加算 II	690	(すべての要介護度で 同じ)			
4(加算) 夜勤職員配置加算 II	1,380	(すべての要介護度で 同じ)			
5(加算) 日常生活継続支援加算 II	1,380	(すべての要介護度で 同じ)			
6(加算) 協力医療機関連携加算 I	100	(すべての要介護度で 同じ)			
7(加算) 介護職員等処遇改善加算 I	3,412	3,710	4,025	4,332	4,626
<b>利用者が負担する金額(1割負担)</b>	<b>27,782</b>	<b>30,210</b>	<b>32,775</b>	<b>35,272</b>	<b>37,666</b>

※ 上記のほか、初期加算、外泊時費用、看取り加算等が発生することがあります

## 居 住 費 とは

部屋の償却費に相当する**室料**と**光熱水費**の合計で、施設に入所しない通常の生活でも必要な費用とみなされ、介護保険から給付されません。また、多床室、ユニット型個室など施設の類型により、その金額が異なります。

しかし、住民税非課税世帯などの要件を満たしている方は、国が定める上限額までの負担に抑え、上限を超える分については、介護保険から施設に支払われ、負担が軽減されます。負担上限額は、市が発行する**介護保険負担限度額認定証**に記載されています。

☞ **表2をご覧ください**

## 食 費 とは

材料費に相当する**食材費**と調理するための費用に相当する**調理費**の合計で、施設に入所しない通常の生活でも必要な費用とみなされ、介護保険から給付されません。

しかし、住民税非課税世帯などの要件を満たしている方は、国が定める上限額までの負担に抑え、上限を超える分については、介護保険から施設に支払われ、負担が軽減されます。負担上限額は、市が発行する**介護保険負担限度額認定証**に記載されています。

☞ **表2をご覧ください**

**表2 居住費と食費**

R6. 8. 1現在、[円/日]

利用者負担段階 と 対象者	居住費		食費
	青景園 (多床室)	秋芳の里 (ユニット型個室)	青景園と秋芳の里 は同額
第一段階 ・市町村民税非課税世帯であって、老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	0	880	300
第二段階 ・市町村民税非課税世帯であって、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年80万円以下の人 ・預貯金額 単身650万円 夫婦1650万円 以下の人	430	880	390
第三段階① ・市町村民税非課税世帯であって、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人 ・預貯金額 単身550万円 夫婦1550万円以下の人	430	1,370	650
第三段階② ・市町村民税非課税世帯であって、本人の合計所得金額と年金収入等120万円超 ・預貯金額 単身500万円 夫婦1500万円以下の人	430	1,370	1,360
第四段階 ・その他 ・市町村民税課税世帯	915	2,066	1,445

**※各市町村へ申請をし、市町村で各段階の認定がされます**

☆

**利用料** = **施設サービス費** + **居住費** + **食費**

表3-1 青景園の一个月当たりの利用料  
(自己負担1割の場合、30日/月)

R6. 8. 1現在、[円]

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第一段階	施設サービス費	22,754	25,148	27,645	30,039	32,399
	居住費	0	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	食費	9,000	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	<b>利用料</b>	<b>31,754</b>	<b>34,148</b>	<b>36,645</b>	<b>39,039</b>	<b>41,399</b>
第二段階	施設サービス費	22,754	25,148	27,645	30,039	32,399
	居住費	12,900	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	食費	11,700	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	<b>利用料</b>	<b>47,354</b>	<b>49,748</b>	<b>52,245</b>	<b>54,639</b>	<b>56,999</b>
第三段階 ①	施設サービス費	22,754	25,148	27,645	30,039	32,399
	居住費	12,900	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	食費	19,500	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	<b>利用料</b>	<b>55,154</b>	<b>57,548</b>	<b>60,045</b>	<b>62,439</b>	<b>64,799</b>
第三段階 ②	施設サービス費	22,754	25,148	27,645	30,039	32,399
	居住費	12,900	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	食費	40,800	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	<b>利用料</b>	<b>76,454</b>	<b>78,848</b>	<b>81,345</b>	<b>83,739</b>	<b>86,099</b>
第四段階	施設サービス費	22,754	25,148	27,645	30,039	32,399
	居住費	27,450	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	食費	43,350	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	<b>利用料</b>	<b>93,554</b>	<b>95,948</b>	<b>98,445</b>	<b>100,839</b>	<b>103,199</b>

表3-2 秋芳の里の一个月当たりの利用料  
(自己負担1割の場合、30日/月)

R6. 8. 1現在、[円]

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第一段階	施設サービス費	27,782	30,210	32,775	35,272	37,666
	居住費	26,400	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	食費	9,000	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	<b>利用料</b>	<b>63,182</b>	<b>65,610</b>	<b>68,175</b>	<b>70,672</b>	<b>73,066</b>
第二段階	施設サービス費	27,782	30,210	32,775	35,272	37,666
	居住費	26,400	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	食費	11,700	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	<b>利用料</b>	<b>65,882</b>	<b>68,310</b>	<b>70,875</b>	<b>73,372</b>	<b>75,766</b>
第三段階 ①	施設サービス費	27,782	30,210	32,775	35,272	37,666
	居住費	41,100	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	食費	19,500	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	<b>利用料</b>	<b>88,382</b>	<b>90,810</b>	<b>93,375</b>	<b>95,872</b>	<b>98,266</b>
第三段階 ②	施設サービス費	27,782	30,210	32,775	35,272	37,666
	居住費	41,100	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	食費	40,800	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	<b>利用料</b>	<b>109,682</b>	<b>112,110</b>	<b>114,675</b>	<b>117,172</b>	<b>119,566</b>
第四段階	施設サービス費	27,782	30,210	32,775	35,272	37,666
	居住費	61,980	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	食費	43,350	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	<b>利用料</b>	<b>133,112</b>	<b>135,540</b>	<b>138,105</b>	<b>140,602</b>	<b>142,996</b>

## ☆ 施設サービス費、居住費、食費以外に どのような費用が掛かりますか？

次のような費用が掛かることがあります。

- 個人的な飲み物・食べ物・衣類などの費用
  - ・ 飲料自動販売機、定期的な出張販売等があります
  - ・ 希望に応じて、外出し買い物ができます
- 特別な行事やレクリエーション等に係る費用
  - ・ 青景園夏祭りなどの地域を含めた行事での模擬店等での物品購入・飲食の費用
  - ・ 特別な行事のドライブ等に掛かる実費
- 特別に注文された食事に係る費用
- 個人で使用される電気器具（医師の指示による必要不可欠な器具類は除きます）を使用する費用（電気器具の種類により、金額が異なります。）
- 別途契約による公共料金の支払い代行や金銭管理に係る費用
- その他、個人が負担すべきと考えられる費用

☞ 詳細は、青景園又は秋芳の里にお尋ねください

## 利用料を低減することができる制度がありますか？

### ◎ 社会福祉法人等による利用者負担額軽減措置

社会福祉法人が提供する介護サービスの利用者で、申請により市が軽減対象者（住民税非課税世帯に属し、一定の要件を満たしている方）であると認めた方について、利用者負担額、居住費および食費が軽減されます。但し、社会福祉法人によっては、当該軽減措置を実施していない法人もあります。青景園・秋芳の里は、当該軽減処置を実施しています。

☞ 詳細は、青景園又は秋芳の里にご相談ください

### ◎ 介護保険高額介護サービス費

介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には、月々の負担の上限が設定されています。介護サービスを利用して支払った自己負担額（1割または2割）の1ヶ月の合計額が、法に定める一定の額（上限額）を超えた分について、申請により支給（払戻し）し、自己負担額を軽減します。但し、支給する額については、保険給付の対象となる介護サービスに限られ、施設サービスの居住費、食費および日常生活費などは対象外となります。

☞ 詳細は、青景園又は秋芳の里にご相談ください